

鹿嶋市に建設工事の入札参加資格を申請する方へ

1. 社会保険加入の要件化

建設業者の社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）の加入促進のため、建設工事入札参加資格の必要な資格として、**社会保険への加入義務がある建設業者（加入義務がない建設業者は除きます***

1) に対して、**社会保険等加入を要件*2**としています。

社会保険等に加入義務がある業者で未加入となっている場合は、入札参加資格の登録ができませんのでご注意ください。

*1)法令に基づき適用を除外されている場合（建設国保や全国土木建築国保等の国民健康保険組合に加入）は社会保険等に加入しているものとみなします。

*2)建設工事の社会保険の加入確認は、申請日時点ではなく、**経営事項審査基準日時点**となりますので、経営事項審査の結果通知書に「保険加入」が「無」となっている場合は、「申請要件なし」となります。

2. 法定外労災保険加入の要件化

本市においては、法定外労災保険の加入を要件としません。

3. 申請受付業種

建設業法第2条第1項に係る別表に基づく29業種になります。

格付けは、土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート、管、舗装、水道施設の6種類となります。

4. 名簿の有効期間 …… 2年間（令和7・8年度）

令和9年3月31日まで（有効期間の始期については、「令和7・8年度建設工事入札参加資格審査申請の手引き共通書類編6 入札参加資格者名簿の登載期間」を参照）

5. 名簿の公表方法等

申請にかかる有資格者は、市建設工事入札参加資格者名簿の登録をもって確定し、その名簿は閲覧（鹿嶋市 総務課契約検査室）及びインターネット（鹿嶋市ホームページ）で公表します。

郵送による登録結果の通知は行いませんのでご了承ください。

6. 格付け基準

鹿嶋市建設工事等入札参加者資格審査要項第8条の規定により決定します。

7. 名簿を共用する部局

鹿嶋市役所の各部局及び出先機関

8. 個別書類について

書 類 名	備 考
1. 個別書類チェック表（必須）	個別書類の表紙とすること。 建設業許可番号・業者名を記入し、添付書類確認欄に○印をつけること。
2. 営業所一覧表*3（必須）	本店のみの場合でも添付すること。（任意様式） （名称、所在地、電話FAX等が確認できるもの）
3. 営業証明書*4 （市内支店・営業所等の営業証明書書）	市内に支店・営業所等がある場合のみ添付すること。 （申請日より3か月以内に発行のもの）

4. 地域貢献活動の実績について* ⁵	【対象期間】R5.4.1～R7.1.31 市内の社会資本(道路・公共施設など)の維持管理(市が主催する海岸清掃などのイベントも含む)に関するボランティア活動等の実績がある場合に添付すること。
--------------------------------	---

*3) 鹿嶋市に「法人の設立等に関する申告書」を提出した営業所等がある場合、その営業所等についても、営業所一覧表に記載してください。

*4) 鹿嶋市長が発行する証明書を提出してください。なお、市内本店の場合は、他の書類で確認できますので、提出は不要です。

*5) 客観的な証明書類(主催者の参加証明、感謝状、新聞記事)で当該活動の事実を確認できるものに限ります。

9. お問い合わせ先

鹿嶋市総務部総務課 契約検査室

電 話 0299-82-2911 (内線229, 234)

FAX 0299-82-2934